

○障がい者差別の禁止規定(差別的取扱いの禁止)に関する整理

検討項目		条文の構成イメージ	利点	課題	
(ア) 禁止する差別行為	a ベースとする考え方	(a) 障害者基本法をベースとする。	何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	○差別以外の権利侵害も相談・紛争解決の対象にできる。	①禁止される事項の抽象度が高いため、内容の具体化を図る必要性が高いほか、具体化を図る項目も多くなる。 ②事例集積等の対象範囲が広くなりすぎる。
		(b) 障害者差別解消法をベースとする。	(行政機関等・事業者)は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。	○障害者差別解消法との関係性が明確になり、法と条例との一体的な運用を図りやすい。	①障害者差別解消法と同様の課題(「差別的取扱い」が抽象的である)を抱えることになる。 ②差別以外の権利侵害が対象外となる。
		(c) 独自の概念(不利益な取扱いなど)で整理する。	何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 ○福祉サービスを提供する場合において、障がい者に対して、その生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。	○(類型化を併せた整理が多いため)「不利益な取扱い」が例示されることにより、差別の具体的なイメージがつかみやすくなる。	①独自の概念で整理した場合、「差別的取扱い」などとの関係が曖昧になり、「横出し・上乘せ」の関係などの理解が難しくなる。 ②(「差別的取扱い」を言い換えるものである場合)法制上、「不利益な取扱い」が「差別的取扱い」と異なる法律用語と整理してきた運用と調和しないところがある。
	b 差別類型の整理	国の審議会(差別禁止部会)で整理された差別類型のうち、法律に盛り込まれていないもの(間接差別・関連差別)を条例で規定する。	(行政機関等・事業者)は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい又は障がいに関連する事由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。	①差別の禁止について、障害者権利条約の趣旨(障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限を禁止すること)を徹底する効果が期待できる。 ②法律を先取りすることにより、間接差別・関連差別の規定に向けた法律の見直しの議論を後押しすることができる。	①間接差別・関連差別について、理論的に未解決の課題(関連差別に間接差別を含めることが妥当であるか、合理的配慮の不提供との関係をどう整理するのか、など)があり、規定した場合の影響が予測しがたい。 ②「障がいに関連する事由」についての理論的な説明が十分でなく、その内容の理解が容易でない。
	c 雇用差別の整理	雇用差別(障害者雇用促進法に規定)について、条例で禁止する。	事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がい者に対して、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。 など	○雇い面における差別を許さないとする県の姿勢を明確にすることができる。	①条例での禁止が、解雇無効などに直結しないため、規定する意味が曖昧になりやすい。 ②労務管理に関し立入調査権限がない県においては、実効性の確保が容易でないほか、障害者雇用促進法に基づく対応との調整が必要になる。
d 虐待の整理	虐待(障害者虐待防止法に規定)について、条例で禁止する。	何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 ①障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。 など	○障がい者に対する虐待を許さないとする県の姿勢を明確にすることができる。	○障害者虐待防止法に基づく対応との調整が必要になる。	
(イ) 差別禁止の対象範囲	a 行政機関等・事業者に限る。	(行政機関等・事業者)は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。	○障害者差別解消法と同一であるため、法と条例との一体的な運用を図りやすい。	①障害者差別解消法と同様の課題(行政機関等・事業者以外の者による差別事案が対象外になる)がある。 ②国の行政機関や市町を条例の対象とするかを整理する必要がある。	
	b 行政機関等・事業者のほか、「県民」を規定する。	①(行政機関等・事業者)は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。 ②県民は、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。	○障害者差別解消法で「国民」が対象とされていない点を補完することができる。	①県民又は県内にいる者全てを対象にする場合、「県民等による差別的取扱い」として想定されるものを明らかにする必要がある。 ②条例の相談体制等の対象事案と連動するため、相談体制等での処理に困難を来さないかという観点から、対象範囲を考える必要がある。 ③国の行政機関や市町を条例の対象とするかを整理する必要がある。	
	c 「何人も」と規定する。	何人も、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。	○障害者差別解消法で「国民」が対象とされていない点を補完することができるほか、一時的に県に滞在する者(滞在者)や外国人も含めることができる。	①県民による差別的取扱いを禁止するに当たっては、差別として想定されるものを明らかにする必要がある。 ②条例の相談体制等の対象事案と連動するため、相談体制等での処理に困難を来さないかという観点から、対象範囲を考える必要がある。 ③国の行政機関や市町を条例の対象とするかを整理する必要がある。 ④裁判所の職員が含まれてこないかを検討する必要がある。	
(ウ) 差別行為の列挙・具体化	差別について、具体例を列挙する。	何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 ○福祉サービスを提供する場合において、障がい者に対して、その生命又は身体保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。 など	○差別の具体的なイメージがつかみやすくなる。	①例示以外の差別に目を向けにくくしてしまう可能性がある。 ②「関連差別の禁止」の明記を検討しようとする場合に、議論が困難になる可能性がある(直接差別を例示すると、関連差別の例示も避けられない一方で、関連差別の例示はより困難を伴うため)。	